

一、相关新法令、新政策

● 旧电器电子产品流通管理办法

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部令 2013 年第 1 号

【发布日期】2013-03-15

【实施日期】2013-05-01

【内容提要】根据该管理办法：

定义	<ul style="list-style-type: none"> 旧电器电子产品，是指已进入消费领域，仍保持全部或者部分原有使用价值的电器电子产品。包括制冷空调器具、清洁器具、厨房器具、通风器具、取暖熨烫器具、个人护理器具、保健器具、娱乐器具等电器产品和音像娱乐类、信息技术类等电子产品。
收购环节	<ul style="list-style-type: none"> 经营者收购旧电器电子产品时，应当对收购产品进行登记（登记信息应包括旧电器电子产品的品名、商标、型号、出售人原始购买凭证或者出售人身份信息），并应当建立旧电器电子产品档案资料（档案资料应当包括产品的收购登记信息、质量性能状况、主要部件的维修、翻新情况和后配件的商标、生产者信息等情况）。 旧电器电子产品涉及商业秘密、个人隐私的，出售人应当在出售前妥善处置相关信息，经营者收购上述产品前应作出提示。 禁止经营者收购下列旧电器电子产品： <ol style="list-style-type: none"> 1) 依法查封、扣押的； 2) 明知是通过盗窃、抢劫、诈骗、走私或其他违法犯罪手段获得的； 3) 不能说明合法来源的； 4) 其他法律、行政法规禁止收购的。
销售环节	<ul style="list-style-type: none"> 待售的旧电器电子产品，应在显著位置标识为旧货。 经营者销售旧电器电子产品时，应当向购买者明示产品质量性能状况、主要部件维修、翻新等有关情况。严禁经营者以翻新产品冒充新产品出售。 经营者应当向购买者出具销售凭证或发票，并提供不少于 3 个月的免费包修服务，交易双方另有约定的除外。旧电器电子产品仍在三包有效期内的，经营者应依法履行三包责任。 经营者应当设立销售台账，对销售情况进行如实、准确记录。 禁止经营者销售下列旧电器电子产品：

一、関連する新法令、新政策

● 中古電器電子製品流通管理弁法

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部令 2013 年第 1 号

【発布日】2013-03-15

【施行日】2013-05-01

【概要】本管理弁法によると、以下の通りである。

定義	<ul style="list-style-type: none"> 中古電器電子製品とは、既に消費段階にあるが、依然として本来の使用価値の全部または一部を保持している電器電子製品を指す。これには、冷房空調器具、清掃器具、厨房器具、送風器具、ヒーターアイロン器具、美容器具、健康器具、娯楽器具などの電器製品および音響映像娯楽類、情報技術類などの電子製品が含まれる。
買取段階	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が中古電器電子製品を買い取る際、買取製品に関する登記を行わなければならない（登記情報には中古電器電子製品の名称、商標、型番、販売者の原始購入証憑または販売者の本人情報などが含まなければならない）、中古電器電子製品の保管資料を作成しなければならない（保管資料には製品の買取登録情報、品質性能状況、主要部品の保守、再生加工状況および後付け部品の商標、生産者情報などの状況が含まれる）。 中古電器電子製品が営業秘密、プライバシーにかかわる場合、販売者は販売する前に関連情報を適切に処理し、事業者は上記製品を買い取る前に注意を促さなければならない。 事業者が下記の中古電器電子製品を買い取ることを禁ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 法に従って差し押さえ、押収されたもの。 2) 窃盗、強奪、詐欺、密輸またはその他の違法犯罪手段により獲得したことが明らかなもの。 3) 合法的な入手先が説明できないもの。 4) その他の法律、行政法規で買取りを禁じられたもの。
販売段階	<ul style="list-style-type: none"> 販売する中古電器電子製品については、目立つ位置に中古品であることを表示しなければならない。 事業者は中古電器電子製品を販売する際、購入者に対し製品品質性能状況、主要部品の保守、再生加工などに関する状況を明示しなければならない。事業者がリビルト品を新品と偽って販売することを厳禁する。 取引双方間に別途取り決めがある場合を除き、事業者は購入者に対し販売証憑または発票を発行した上、3 ヶ月を下回らない期間で無償修理サービスを提供しなければならない。中古電器電子製品が三包

	<ol style="list-style-type: none"> 1) 丧失全部使用功能或达到国家强制报废条件的; 2) 不符合保障人体健康和人身、财产安全等强制性标准要求的; 3) 其他法律、行政法规禁止销售的。
其他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 通过互联网开展旧电器电子产品收购和销售活动的, 参照该管理办法执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/d/201303/20130300062999.shtml>

	<p>有効期間内にある場合は、事業者は法に従って三包責任を履行しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業者は販売台帳を作成し、販売状況について事実通り、正確に記録しなければならない。 ▪ 事業者が下記の中古電器電子製品を販売することを禁ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 使用機能の全てを喪失している、または国の廃棄処分に関する強行条件に達しているもの。 2) 人体の健康および人身、財産の安全の保障などに関する強行基準要求に合致しないもの。 3) その他の法律、行政法規で販売を禁じられたもの。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ インターネットを通じて中古電器電子製品の買取および販売活動を行う場合については、本管理弁法に照らして実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/d/201303/20130300062999.shtml>

● 关于 2013 年全国吸收外商投资工作的指导意见

【发布单位】商务部
【发布文号】商资发〔2013〕82 号
【发布日期】2013-03-14
【内容提要】根据该指导意见, 商务部提出如下主要工作任务:

- 着力改善投资环境, 进一步完善外商投资法律法规政策, 深化外商投资管理体制改革;
- 积极稳妥引导外资投向, 进一步鼓励外资投向现代农业、高新技术、先进制造、节能环保、新能源、现代服务业等领域, 优化产业结构;
- 鼓励外资参与中国创新驱动发展战略, 充分宣传利用国家鼓励科技创新有关政策, 支持外商投资企业增强创新能力。

【备注】[2012 年全国吸收外商投资情况.doc](#)
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201303/20130300059673.shtml>

● 关于《出口货物劳务增值税和消费税管理办法》有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 12 号
【发布日期】2013-03-13
【实施日期】2013-04-01 (已明确执行时间的规定)

● 2013 年全国外商投资受入作业に関する指導意見

【発布機関】商務部
【発布番号】商資発〔2013〕82 号
【発布日】2013-03-14
【概要】本指導意見によれば、商務部は以下の主要作業任務を提起している。

- 投資環境の改善に力を注ぎ、外商投資に関する法律、法規、政策をより一層整備し、外商投資管理体制の改革を推進する。
- 外資の投資方向を積極的、着実に導き、外資による現代農業、ハイテク産業、先進製造、省エネ環境保護、新エネルギー、現代サービス業などの分野への投資を更に奨励し、産業構造の合理化を進める。
- 中国のイノベーション発展戦略への外資の参加を奨励し、国の科学技術革新に関する奨励政策の利用を十分に宣伝し、外商投資企業の革新能力の増強を支援する。

【備考】[2012 年全国外商投資受入れ状況.doc](#)
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201303/20130300059673.shtml>

● 「輸出貨物役務の増値税および消費税管理弁法」の関連事項に関する公告

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2013 年第 12 号
【発布日】2013-03-13
【施行日】2013-04-01 (施行時期が明確にされてい)

除外)

【内容提要】为准确执行出口货物劳务税收政策，国家税务总局对《出口货物劳务增值

る規定は除く)

【概要】輸出貨物役務に関する税收政策を正しく実施するため、国家税務総局は「輸出貨物役務の増値税および消費税管理弁法」(国家税務総局公告 2012 年第 24 号、以下「管理弁法」という)の関連事項について公告を出した。本公告は従来の「管理弁法」を修正し、一層整備した。

修改完善的主要内容:
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 针对货物贸易外汇核销制度改革，取消出口收汇核销单的情况，废止了《管理办法》及有关申报表中外汇核销单的内容。 ▪ 将生产企业已申报免抵退税，但发生退运或改为实行免税或征税的处理方式，由《管理办法》中的本年度的采用负数冲减、跨年度的采用追回已退（免）税款的方式，统一为全部采用负数冲减的方式。 ▪ 修改了生产企业进料加工出口货物免抵退税申报和手册核销的相关规定。 ▪ 完善了委托出口货物《退运已补税（未退税）证明》的开具流程。
进一步细化明确的主要内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 进一步明确了办理退（免）税和免税申报的时限。 ▪ 进一步细化和明确了办理退（免）税、免税业务时，提供有关资料的要求。 ▪ 进一步细化了企业退（免）税办法变更的要求和管理规定。
在《管理办法》基础上增加的主要内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 根据出口退（免）税政策规定，细化了有关出口退（免）税管理规定。 ▪ 增加了优化出口退税服务的有关规定。 ▪ 增加了规范企业办理出口退（免）税、免税业务的管理规定。 ▪ 增加了防范骗取出口退（免）税的有关管理规定。

【出台背景】《管理办法》下发后，国家外汇管理部门进行了货物贸易外汇核销制度改革，取消了用于申报退税的出口收汇核销单；各地税务机关和出口企业通过不同形式反映了一些执行中存在的问题，并提出了一些完善的建议；国家税务总局在研究优化出口退税流程、加强出口退税管理等措施时，发现这些措施的实施要以企业的申报为起始，需进一步完善、细化《管理办法》的相关规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于《出口货物劳务增值和消费税管理办法》有关问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12254350.html>

修正、整備した主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貨物貿易外貨照合消込制度の改革について、輸出外貨受取照合消込書に関する状況を取り消し、「管理弁法」および関連申告表における外貨受取照合消込書に関する内容を廃止した。 ▪ 生産企業は免税、税控除、税還付を申告済みであるが、返送が生じたまたは免税もしくは徴税を実行すると改められた場合の処理方法について、「管理弁法」の当年度分は「負数冲減」(返送が生じた場合、次期に受ける免税、税控除、税還付の金額と相殺する)を適用し、翌年度にかかる分は還付(免除)済み税金の回収を適用するという方式を、全て「負数冲減」を適用する方式に統一した。 ▪ 生産企業の進料加工輸出商品に関する免税、税控除、税還付申告および手帳の照合消込込みに関する規定を修正した。 ▪ 委託輸出商品の「返送追納済み(税未還付)証明」の発行手順を整備した。
より一層詳細明確にした主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 税還付(免税)手続きおよび免税申告の期限をより明確にした。 ▪ 税還付(免税)手続き、免税業務の際の関連資料の提出要求をより詳細且つ明確にした。 ▪ 企業の税還付(免税)方法変更に関する要求および管理規定をより詳細にした。
「管理弁法」に追加された主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出税還付(免税)政策の規定に基づき、関連輸出税還付(免税)管理規定を詳細にした。 ▪ 輸出税還付サービスの合理化に関する規定を追加した。 ▪ 企業の輸出税還付(免税)、免税業務の規範化に関する管理規定を追加した。 ▪ 輸出税還付(免税)詐欺の防止に関する管理規定を追加した。

【発布背景】「管理弁法」が発布された後、国家外貨管理部門は貨物貿易の外貨照合消込制度の改革を行い、税還付申告に用いる輸出外貨受取照合消込書を取り消した。各地の税務機関および輸出企業は様々な形で実施過程に存在するいくつかの問題を報告し、改善意見を提出した。国家税務総局は輸出税還付フロー合理化、輸出税還付の管理などの措置の強化を検討した際に、これらの措置の実施が企業の申告があつてからはじまることに気付いたため、「管理弁法」の関連規定をより改善、詳細にする必要があつた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「輸出貨物役務の増値税および消費税管理弁法」の関連事項に関する公告

关于《〈出口货物劳务增值税和消费税管理办法〉有关问题的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12254324.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12254350.html>
『『輸出貨物役務の増値税および消費税管理弁法』の関連事項に関する公告』に関する解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12254324.html>

● **关于企业政策性搬迁所得税有关问题的公告**

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 11 号
【发布日期】2013-03-12
【实施日期】2012-10-01
【内容提要】该公告就《国家税务总局关于发布〈企业政策性搬迁所得税管理办法〉的公告》(国家税务总局 2012 年第 40 号公告,以下简称“2012 年第 40 号公告”)贯彻落实过程中有关问题,处理如下:

- 凡在“2012 年第 40 号公告”生效前已经签订搬迁协议且尚未完成搬迁清算的企业政策性搬迁项目,企业在重建或恢复生产过程中购置的各类资产,可以作为搬迁支出,从搬迁收入中扣除。但购置的各类资产,应剔除该搬迁补偿收入后,作为该资产的计税基础,并按规定计算折旧或费用摊销。
- 凡在“2012 年第 40 号公告”生效后签订搬迁协议的政策性搬迁项目,应按“2012 年第 40 号公告”有关规定执行。
- 企业政策性搬迁被征用的资产,采取资产置换的,其换入资产的计税成本按被征用资产的净值,加上换入资产所支付的税费(涉及补价,还应加上补价款)计算确定。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12254003.html>

● **职业病诊断与鉴定管理办法**

【发布单位】卫生部
【发布文号】卫生部令第 91 号
【发布日期】2013-02-19
【实施日期】2013-04-10
【内容提要】该办法进一步扩大了劳动者选择职业病诊断机构的范围,并明确劳动者在诊断与鉴定过程中享有的权利。该办法规定:

● **企業政策性移転所得税関連事項に関する公告**

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 11 号
【発布日】2013-03-12
【施行日】2012-10-01
【概要】本公告は、『『企業政策性移転所得税管理弁法』発布に関する国家税務総局の公告』(国家税務総局 2012 年第 40 号公告、以下「2012 年第 40 号公告」という)の実施徹底の過程における関連事項について、以下の通り規定する。

- 「2012 年第 40 号公告」の発効前に移転協議を締結済みであるが移転清算を完了していない企業の政策性移転プロジェクト全てにおいて、企業が再建または生産を再開する過程で購入した各種資産は、移転支出とすることが可能であり、移転収入より控除することができる。ただし、購入する各種資産は、当該移転補償収入を控除した後を当該資産の税金計算基準額とし、規定に基づき減価償却または繰延資産の償却処理を行う。
- 「2012 年第 40 号公告」の発効後に移転協議を締結した政策性移転プロジェクト全ては、「2012 年第 40 号公告」の関連規定に基づき実施する。
- 企業の政策性移転により収用された資産は、資産買換えを適用する場合、その買換えによる取得資産の税務コストは収用された資産の純価値に基づき、買換えによる取得資産に関し支払った税金を加えて(価格補填にかかわる場合は、価格補填額を加えなければならない)計算し、確定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12254003.html>

● **職業病の診断と鑑定管理弁法**

【発布機関】衛生部
【発布番号】衛生部令第 91 号
【発布日】2013-02-19
【施行日】2013-04-10
【概要】本弁法は、労働者の職業病診断機関の選択範囲を更に広げ、労働者が診断と鑑定の過程において有する権利を明確にした。本弁法では以下のように定めている。

- 労働者が診断と鑑定过程中享有选择诊断机构就诊的权利、知情权、申请劳动仲裁的权利、异议申诉权利、选择鉴定专家权及隐私受保护权。
- 劳动者可以选择用人单位所在地、本人户籍所在地或者经常居住地的职业病诊断机构进行职业病诊断，劳动者依法要求进行职业病诊断的，职业病诊断机构应当接诊。
- 职业病诊断、鉴定过程中，在确认劳动者职业史、职业病危害接触史时，当事人对劳动关系、工种、工作岗位或者在岗时间有争议的，可以依法向用人单位所在地的劳动人事争议仲裁委员会申请仲裁。

【法令全文】请点击以下网址查看：

职业病诊断与鉴定管理办法

<http://www.moh.gov.cn/mohzcfqs/s3576/201302/72c11ed245a14cfd8207ffeb3d7f1c8c.shtml>

《职业病诊断与鉴定管理办法》解读

<http://www.moh.gov.cn/wsb/pzcid/201303/388de86889e2474dbce934177a8604ec.shtml>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [关于国务院机构改革和职能转变方案](#)

日前，根据第十二届全国人民代表大会第一次会议审议批准的《[国务院机构改革和职能转变方案](#)》和国务院第一次常务会议审议通过的国务院直属特设机构、直属机构、办事机构、直属事业单位设置方案，国务院发布了《[国务院关于机构设置的通知](#)》（国发〔2013〕14号）、《[国务院关于部委管理的国家局设置的通知](#)》（国发〔2013〕15号）及《[国务院关于组建中国铁路总公司有关问题的批复](#)》（国函〔2013〕47号）。

此次国务院机构改革，国务院正部级机构减少4个，其中组成部门减少2个，副部级机构增减相抵数量不变。根据转变方案，除国务院办公厅外，国务院设置组成部门25个，实行铁路政企分开，组建国家卫生和计划生育委员会、国家食品药品监

- 労働者は診断と鑑定の過程において、診断機関を選択して診断を受ける権利、知る権利、労働仲裁を申し立てる権利、異議を訴える権利、鑑定の専門家を選択する権利およびプライバシーの保護を受ける権利を有する。
- 労働者は使用者所在地、本人戸籍所在地または經常居住地の職業病診断機関を選択して職業病の診断を行うことができる。労働者が法に従って職業病の診断を要求した場合、職業病診断機関は診断を受け入れなければならない。
- 職業病の診断と鑑定の過程において、労働者の職歴、職業病危害に接触した経歴を確認する際、当事者に労働関係、職種、職場または在職期間についての紛争がある場合、法に従って使用者所在地の労働人事紛争仲裁委员会へ仲裁を申し立てることが可能である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

職業病の診断と鑑定管理弁法

<http://www.moh.gov.cn/mohzcfqs/s3576/201302/72c11ed245a14cfd8207ffeb3d7f1c8c.shtml>

「職業病の診断と鑑定管理弁法」の解説

<http://www.moh.gov.cn/wsb/pzcid/201303/388de86889e2474dbce934177a8604ec.shtml>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [国务院の機構改革および職能轉換方案について](#)

先頃、第12期全国人民代表大会第1回會議で審議承認された「[国务院の機構改革および職能轉換方案](#)」および国务院第1回常務會議で審議採択された国务院直属特設機關、直属機關、事務機關、直属事業団体の設置方案に基づき、国务院は「[機關設置に関する国务院の通知](#)」（国発〔2013〕14号）、「[部・委員會の管理する国家局の設置に関する国务院の通知](#)」（国発〔2013〕15号）および「[中国鐵道總公司設立の関連事項に関する国务院の返答](#)」（国函〔2013〕47号）を發布した。

この度の国务院の機構改革では、国务院は正部級の機關を4つ減少し、その中の構成部門を2つ減らし、副部級の機關は増減後は数量変わらずとしている。轉換方案によると、国务院弁公庁の他、国务院は25の構成部門を設置し、鐵道に関する政治と企業との分離を

督管理总局及国家新闻出版广播电影电视总局，重新组建国家海洋局及国家能源局。

（里兆律师事务所 2013 年 03 月 22 日整理编写）

実行し、国家衛生と計画生育委員会、国家食品薬品監督管理総局および国家新聞出版放送映画テレビ総局を組織し、国家海洋局および国家エネルギー局を再編する。

（里兆法律事務所が 2013 年 3 月 22 日付で作成）